

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 三朝町総合文化ホール利用の許可	三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例	第3条	申請書を受理した日から7日以内	文化ホール	三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例第3条第2項各号に該当しないことを基準とする	(利用の許可) 第3条 略 2 町長は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 総合文化ホールの設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。			
2 総合文化ホール使用料の減免	三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例	第5条	申請書を受理した日から7日以内	文化ホール	三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理及び運営に関する規則第14条の規定を基準とする。	条例 (使用料の減免) 第5条 町長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。	規則 (使用料の減免) 第14条 条例第5条の規則で定める使用料の減免は、次の表の左欄に掲げる利用の場合における当該中欄に掲げる使用料について、当該右欄に掲げるところによるものとする。 表 略		

	<p>3 小鹿地区多目的研修会施設の使用の承認</p>	<p>小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例</p>	<p>第4条</p>	<p>申請書を受理した日から7日以内</p>	<p>文化ホール</p>	<p>小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例第4条第2項各号に該当しないことを基準とする。</p>	<p>(使用の承認) 第4条 研修会施設を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の承認に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 研修会施設の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p>			
	<p>4 小鹿地区多目的研修会施設の使用料の減免</p>	<p>小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例</p>	<p>第5条第4項</p>	<p>申請書を受理した日から7日以内</p>	<p>文化ホール</p>	<p>住民福祉の向上を図るうえで特に必要と認める場合</p>	<p>(使用料) 第5条 略 2 略 3 略 4 使用料については、町長が住民福祉の向上を図るうえで特に必要と認めるときは、減免することができる。</p>			

5	三徳地区多目的研修会施設の使用の承認	三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例	第4条	申請書を受理した日から7日以内	文化ホール	三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例第4条第2項各号に該当しないことを基準とする。	<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 研修会施設を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の承認に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 研修会施設の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p>			
6	三徳地区多目的研修会施設の使用料の減免	三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例	第5条第4項	申請書を受理した日から7日以内	文化ホール	住民福祉の向上を図るうえで特に必要と認める場合	<p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 使用料については、町長が住民福祉の向上を図るうえで特に必要と認めるときは、減免することができる。</p>			

	7 三朝町立公民館の使用の許可	三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例	第3条	申請書を受理した日から7日以内	文化ホール	三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例第3条第2項各号に該当しないことを基準とする。	<p>(使用の許可及び制限)</p> <p>第3条 公民館の施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公民館の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 教育委員会は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p>			
--	-----------------	----------------------	-----	-----------------	-------	---	---	--	--	--